

立地調整協議における適格性判定のための工場施設チェックリスト

工場の新築・工場の業種転換

建築基準法上の用途の適格性 [立地調整指針（工場）第2条第4項第1号関係]

建築基準関係			
(1) 建築基準法	関係機関の窓口	該当の有無	備考（該当する場合の適格性等）
① 別表第2（ぬ）項第4号の建築物（商業地域内に建築してはならない危険物の貯蔵又は処理施設）に該当する工場	県民センター建築指導課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。【立地不可】
	市役所都市整備課		
② 別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場（準工業地域内に建築してはならない工場）	県民センター建築指導課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。【立地不可】
	市役所都市整備課		

環境法令上の許可又は届出対象施設の適格性 [立地調整指針（工場）第2条第4項第2号及び第3号関係]

第1. 大気汚染関係			
(1) 大気汚染防止法	関係機関の窓口	設置の有無	備考（設置する場合の適格性等）
① 第2条第2項の「ばい煙発生施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切なばい煙防止対策を講じてください。
② 第2条第5項の「揮発性有機化合物排出施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。【立地不可】
③ 第2条第9項の「一般粉じん発生施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な粉じん防止対策を講じてください。
④ 第2条第10項の「特定粉じん発生施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。【立地不可】
⑤ 第2条第13項の「水銀排出施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。【立地不可】
(2) 茨城県生活環境の保全等に関する条例（大気汚染防止関係）	関係機関の窓口	設置の有無	備考（設置する場合の適格性等）
① 第9条第2項の「ばい煙特定施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。【立地不可】
② 第24条第2項の「粉じん特定施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な粉じん防止対策を講じてください。
第2. 水質汚濁関係			
(1) 水質汚濁防止法	関係機関の窓口	設置の有無	備考（設置する場合の適格性等）
① 第2条第2項の「特定施設」（②及び③を除く。）	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な水質汚濁防止対策を講じてください。
② 第2条第8項の「有害物質使用特定施設」（食品添加物としてアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物のみを使用するもの）	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な水質汚濁防止対策を講じてください。
③ 第2条第8項の「有害物質使用特定施設」（②を除く。）	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。【立地不可】
④ 第5条第3項の「有害物質貯蔵指定施設」（食品添加物として使用されるアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物のみを貯蔵するもの）	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な水質汚濁防止対策を講じてください。
⑤ 第5条第3項の「有害物質貯蔵指定施設」（④を除く。）	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。【立地不可】
(2) 茨城県生活環境の保全等に関する条例（水質保全関係）	関係機関の窓口	設置の有無	備考（設置する場合の適格性等）
① 第35条第2項の「排水特定施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な水質汚濁防止対策を講じてください。
② 第58条第4項の「有害物質使用排水特定施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。【立地不可】
(3) 茨城県霞ヶ浦水質保全条例	関係機関の窓口	設置の有無	備考（設置する場合の適格性等）
① 第2条第5項の「指定施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な水質汚濁防止対策を講じてください。

第3. 騒音関係			
(1) 騒音規制法	関係機関の窓口	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第2条第1項の「特定施設」	市役所生活環境課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な騒音防止対策を講じてください。
(2) 茨城県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)	関係機関の窓口	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第75条第1項の「騒音特定施設」	市役所生活環境課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な騒音防止対策を講じてください。
第4. 振動関係			
(1) 振動規制法	関係機関の窓口	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第2条第1項の「特定施設」	市役所生活環境課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な振動防止対策を講じてください。
(2) 茨城県生活環境の保全等に関する条例(振動関係)	関係機関の窓口	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第75条第2項の「振動特定施設」	市役所生活環境課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な振動防止対策を講じてください。
第5. 地盤沈下関係			
(1) 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例	協議先	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第2条第2項の「揚水施設」(第3条の許可が必要なものに限る。)	県庁水政課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な地盤沈下防止対策を講じてください。
(2) 茨城県生活環境の保全等に関する条例(地盤沈下関係)	協議先	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第66条第2項の「揚水特定施設」((1)①を除く。)	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	関係機関の指導に従って適切な地盤沈下防止対策を講じてください。
第6. 悪臭関係			
(1) 茨城県生活環境の保全等に関する条例(悪臭関係)	関係機関の窓口	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第93条の「悪臭特定施設」(パルプ製造用蒸解施設及び回収ボイラー又は化製場等に係る原料置場、蒸解施設及び乾燥施設)	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。 【立地不可】
② 第93条の「悪臭特定施設」(①を除く。)	市役所生活環境課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。 【立地不可】
第7. ダイオキシン関係			
(1) ダイオキシン類対策特別措置法	関係機関の窓口	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第2条第2項の「特定施設」	県民センター環境・保安課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。 【立地不可】
第8. 産業廃棄物処理施設等関係			
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	関係機関の窓口	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第15条第1項の「産業廃棄物処理施設」	県庁廃棄物規制課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。 【立地不可】
(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律	関係機関の窓口	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第2条第13項の「解体業の施設」	県庁廃棄物規制課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。 【立地不可】
② 第2条第14項の「破砕業の施設」	県庁廃棄物規制課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。 【立地不可】
(3) 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例	関係機関の窓口	設置の有無	備考(設置する場合の適格性等)
① 第2条第2項第1号の「指定処理施設」	県庁廃棄物規制課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。 【立地不可】
② 第2条第2項第2号の「特定小型焼却施設」	県庁廃棄物規制課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。 【立地不可】
③ 第2条第2項第3号の「積替保管施設」	県庁廃棄物規制課	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	立地調整協議の対象とはなりません。 【立地不可】

〈注1〉このチェックリストは、立地調整協議における適格性を判定するためのものです。

〈注2〉該当の有無又は設置の有無の欄は、「有」又は「無」のいずれかにチェックを入れてください。
 該当の有無がわからない場合は、関係機関の窓口等に相談してください。

〈注3〉協議中に、立地調整協議の対象とならないことが判明した場合は、故意又は過失の如何を問わず、協議は打ち切りとなります。